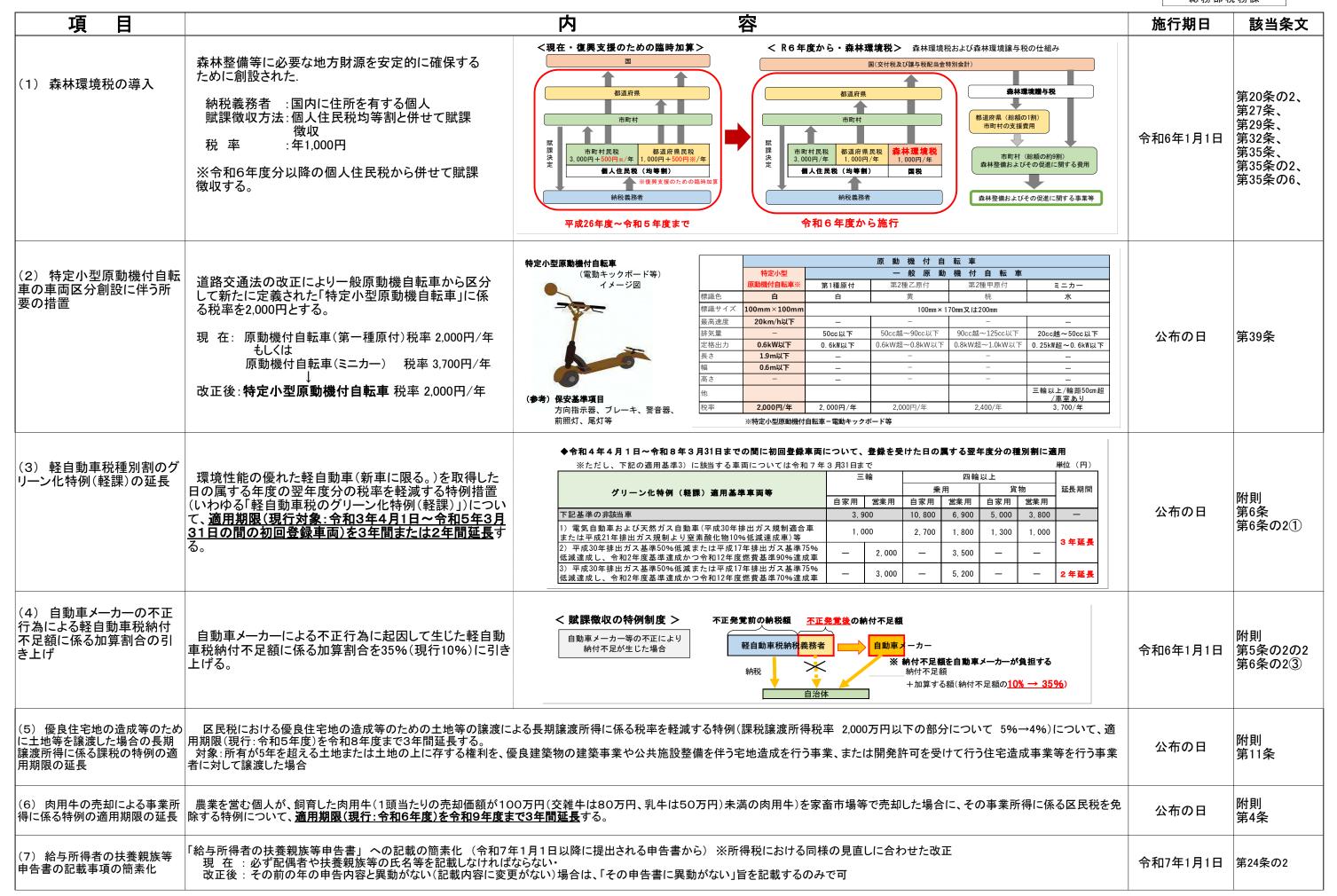
## 「品川区特別区税条例の一部を改正する条例」の概要

総務委員会資料 令和5年7月3日 総務部税務課



昭和39年12月15日条例第48号

改正後

○品川区特別区税条例

○品川区特別区税条例

昭和39年12月15日条例第48号

(配当割額または株式等譲渡所得割額の控除)

第20条の2 所得割の納税義務者が、第15条第4項に規定する特定配当等申第20条の2 所得割の納税義務者が、第15条第4項に規定する特定配当等申 告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配 当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された 場合または同条第6項に規定する特定株式等譲渡所得金額申告書に記載し た特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となつた特定株 式等譲渡所得金額について同節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を 課された場合には、当該配当割額または当該株式等譲渡所得割額に5分の 3を乗じて得た金額を、第18条から前条までの規定を適用した場合の所得 割の額から控除する。

- 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除するこ2 とができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金 額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、 同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、 または当該控除することができなかつた金額のうち法第314条の9第2項 後段に規定する環付をすべき金額により当該納税義務者の前項の申告書に 係る年度分の個人の都民税、区民税もしくは森林環境税を納付し、もしく は納入し、もしくは当該納税義務者の未納に係る徴収金を納付し、もしく は納入する。
- 除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができな かつた金額を第1項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額か ら控除することができなかつた金額とみなして、前項の規定を適用する。 (区民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

(配当割額または株式等譲渡所得割額の控除)

告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配 当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された 場合または同条第6項に規定する特定株式等譲渡所得金額申告書に記載し た特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となつた特定株 式等譲渡所得金額について同節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を 課された場合には、当該配当割額または当該株式等譲渡所得割額に5分の 3を乗じて得た金額を、第18条から前条までの規定を適用した場合の所得 割の額から控除する。

改正前

前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除するこ とができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金 額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、 同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、 または当該納税義務者の同項の申告書に係る年度分の個人の都民税もしく は区民税に充当し、もしくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当す る。

3 法第37条の4の規定により控除されるべき額で同条の所得割の額から控3 法第37条の4の規定により控除されるべき額で同条の所得割の額から控 除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができな かつた金額を第1項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額か ら控除することができなかつた金額とみなして、前項の規定を適用する。 (区民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

- 第24条の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を第24条の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を 提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。) で区内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき同項に 規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。) して、区長に提出しなければならない。
  - (1) 当該給与支払者の氏名または名称
  - (2) 所得割の納税義務者(合計所得金額が1,000万円以下であるものに限 る。) の自己と生計を一にする配偶者(法第313条第3項に規定する青色 事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるものお よび同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得 金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。)の氏 名
  - (3) 扶養親族の氏名
  - (4) その他施行規則で定める事項
- 前項または法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者 を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年 の前年において当該給与支払者を経由して提出した前項または法第317条 の3の2第1項の規定による申告書(その者が当該前年の中途において次 項の規定による申告書を当該給与支払者を経由して提出した場合には、当 該前年の最後に提出した同項の規定による申告書)に記載した事項と異動 がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項また は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異 動がない旨を記載した前項または法第317条の3の2第1項の規定による 申告書を提出することができる。

- 提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。) で区内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき同項に 規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。) から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めると│から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めると│ ころにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由しころにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由した。 して、区長に提出しなければならない。
  - (1) 当該給与支払者の氏名または名称
  - (2) 所得割の納税義務者(合計所得金額が1,000万円以下であるものに限 る。)の自己と生計を一にする配偶者(法第313条第3項に規定する青色 事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるものお よび同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得 金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。)の氏 名
  - (3) 扶養親族の氏名
  - (4) その他施行規則で定める事項

第1項または法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した2 前項または法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給 総与所得者で区内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告 与所得者で区内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書 書に記載した事項について異動を生じた場合には、第1項または法第317 条の3の2第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支 払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の 内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を 経由して、区長に提出しなければならない。

- 4 第1項および前項の場合において、これらの規定による申告書がその提<mark>3 前2項の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に経</mark> 受理された日に区長に提出されたものとみなす。
- | 5 給与所得者は、第1項および<mark>第3項</mark>の規定による申告書の提出の際に経 4 給与所得者は、第1項および<mark>第2項</mark>の規定による申告書の提出の際に経 由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の 2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、 当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載す べき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通 信の技術を利用する方法であつて施行規則で定めるものをいう。次条第4 項および第36条の9第3項において同じ。)により提供することができる。
- <mark>6</mark> 前項の規定の適用がある場合における**第4項**の規定の適用については、 5 前項の規定の適用がある場合における<mark>第3項</mark>の規定の適用については、 支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」 と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

(区民税の徴収の方法等)

- |第27条 区民税は、第32条、第35条の2第1項、第35条の5または第36条の||第27条 区民税は、第32条、第35条の2第1項、第35条の5または第36条の| 5の規定により特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法に より徴収する。
- |2 個人の都民税は、当該個人の区民税を賦課し、および徴収する場合に併|2 個人の都民税は、当該個人の区民税を賦課し、および徴収する場合に併 せて賦課し、および徴収する。
- 森林環境税は、当該個人の区民税の均等割を賦課し、および徴収する場 合に併せて賦課し、および徴収する。

(区民税の納税通知書)

に記載した事項について異動を生じた場合には、前項または法第317条の3 の2第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受 ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容そ の他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由し て、区長に提出しなければならない。

- 出の際に経由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その由告書は、その申告書は、その受理された 日に区長に提出されたものとみなす。
  - 由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の 2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、 当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載す べき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通 信の技術を利用する方法であつて施行規則で定めるものをいう。次条第4 項および第36条の9第3項において同じ。)により提供することができる。
- 同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与」同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与 支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」 と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

(区民税の徴収の方法)

- 5の規定によって特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法 によって徴収する。
- せて賦課し、および徴収する。

(区民税の納税通知書)

第29条 区民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、当該年度分の第29条 区民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、当該年度分の 区民税額、個人の都民税額および森林環境税額の合算額(第35条第1項ま たは第35条の6第1項の規定により徴収する場合にあつては特別徴収の方 法により徴収されないこととなつた金額に相当する税額)を前条第1項の 納期(第35条第1項または第35条の6第1項の規定により徴収する場合に あつては特別徴収の方法により徴収されないこととなつた日以後に到来す る納期)の数で除して得た額とする。

(給与所得に係る区民税の特別徴収)

- り、かつ、当該年度の初日において給与の支払を受けている者(次の各号 に掲げる者のうち特別徴収の方法により徴収することが著しく困難である と認められる者を除く。以下この条および次条において「給与所得者」と いう。)である場合には、当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得 割額および均等割額(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。 次項および第5項において同じ。)の合算額を特別徴収の方法により徴収 する。
  - (1) 支給期間が1月を超える期間により定められている給与のみの支払 を受ける者
  - (2) 外国航路を航行する船舶に乗り組む船員で不定期に給与の支払を受 ける者
- 前項の納税義務者について、当該納税義務者の前年中の所得に給与所得2 以外の所得がある場合には、当該給与所得以外の所得に係る所得割額を同 項の規定により特別徴収の方法により徴収すべき給与所得に係る所得割額 および均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法により徴収する。ただ し、第23条第1項の申告書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴 収の方法により徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。
- 第1項の給与所得者が前年中において公的年金等の支払を受けた者である。第1項の給与所得者が前年中において公的年金等の支払を受けた者であ

区民税額および個人の都民税額の合算額(第35条第1項または第35条の6 第1項の規定によって徴収する場合にあっては特別徴収の方法によって徴 収されないこととなつた金額に相当する税額)を前条第1項の納期(第35 条第1項または第35条の6第1項の規定によって徴収する場合にあっては 特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後に到来する納 期)の数で除して得た額とする。

(給与所得に係る区民税の特別徴収)

- 第32条 区民税の納税義務者が前年中において給与の支払を受けた者であ第32条 区民税の納税義務者が前年中において給与の支払を受けた者であ り、かつ、当該年度の初日において給与の支払を受けている者(次の各号 に掲げる者のうち特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であ ると認められる者を除く。以下この条および次条において「給与所得者」 という。)である場合においては、当該納税義務者の前年中の給与所得に 係る所得割額および均等割額の合算額を特別徴収の方法によって徴収す る。
  - (1) 支給期間が1月を超える期間により定められている給与のみの支払 を受ける者
  - (2) 外国航路を航行する船舶に乗り組む船員で不定期に給与の支払を受 ける者
  - 前項の納税義務者について、当該納税義務者の前年中の所得に給与所得 以外の所得がある場合においては、当該給与所得以外の所得に係る所得割 額を同項の規定によって特別徴収の方法によって徴収すべき給与所得に係 る所得割額および均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法によって徴 収する。ただし、第23条第1項の申告書に給与所得以外の所得に係る所得 割額を普通徴収の方法によって徴収されたい旨の記載があるときは、この 限りでない。

- り、かつ、当該年度の初日において第35条の2第1項に規定する老齢等年 金給付の支払を受けている年齢65歳以上の者である場合における前項の規 定の適用については、同項中「給与所得以外」とあるのは、「給与所得お よび公的年金等に係る所得以外」とする。
- 4 納税義務者である給与所得者に対し給与の支払をする者に当該年度の初4 納税義務者である給与所得者に対し給与の支払をする者に当該年度の初 日の翌日から翌年の4月30日までの間において異動を生じた場合におい て、当該給与所得者が当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者 となった者(所得税法第183条の規定により給与の支払をする際所得税を徴 収して納付する義務がある者に限る。以下この項において同じ。)を通じ て、当該異動により従前の給与の支払をする者から給与の支払を受けなく なつた日の属する月の翌月の10日(その支払を受けなくなつた日が翌年の 4月中である場合には、同月30日)までに、第1項の規定により特別徴収 の方法により徴収されるべき前年中の給与所得に係る所得割額および均等 割額の合算額(既に特別徴収の方法により徴収された金額があるときは、 当該金額を控除した金額)を特別徴収の方法により徴収されたい旨の申出 をしたときは、当該合算額の特別徴収の方法により徴収するものとする。 ただし、当該申出が翌年の4月中にあつた場合において、特別徴収の方法 により、徴収することが困難であると区長が認めるときは、この限りでな V )
- 5 特別徴収の方法により区民税を徴収される納税義務者が、当該年度の初5 日の属する年の6月1日から12月31日までの間において、給与の支払を受 けないこととなり、かつ、その事由が発生した日の属する月の翌月以降の 月割額を特別徴収の方法により徴収されたい旨の納税義務者からの申出が あつた場合およびその事由がその年の翌年の1月1日から4月30日までの 間において発生した場合には、当該納税義務者に対してその年の5月31日 までの間に支払われるべき給与または退職手当等で当該月割額の全額に相 当する金額を超えるものがあるときに限り、当該月割額の全額(同日まで に当該給与または退職手当等の全部または一部の支払がされないこととな

- り、かつ、当該年度の初日において第35条の2第1項に規定する老齢等年 金給付の支払を受けている年齢65歳以上の者である場合における前項の規 定の適用については、同項中「給与所得以外」とあるのは、「給与所得お よび公的年金等に係る所得以外」とする。
- 日の翌日から翌年の4月30日までの間において異動を生じた場合におい て、当該給与所得者が当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者 となった者(所得税法第183条の規定によって給与の支払をする際所得税を 徴収して納付する義務がある者に限る。以下この項において同じ。)を通 じて、当該異動によって従前の給与の支払をする者から給与の支払を受け なくなつた日の属する月の翌月の10日(その支払を受けなくなつた日が翌 年の4月中である場合には、同月30日)までに、第1項の規定により特別 徴収の方法によって徴収されるべき前年中の給与所得に係る所得割額およ び均等割額の合算額(既に特別徴収の方法によって徴収された金額がある ときは、当該金額を控除した金額)を特別徴収の方法によって徴収された い旨の申出をしたときは、当該合算額の特別徴収の方法によって徴収する ものとする。ただし、当該申出が翌年の4月中にあつた場合において、特 別徴収の方法によって、徴収することが困難であると区長が認めるときは、 この限りでない。
- 特別徴収の方法によって区民税を徴収される納税義務者が、当該年度の 初日の属する年の6月1日から12月31日までの間において、給与の支払を 受けないこととなり、かつ、その事由が発生した日の属する月の翌月以降 の月割額を特別徴収の方法によって徴収されたい旨の納税義務者からの申 出があつた場合およびその事由がその年の翌年の1月1日から4月30日ま での間において発生した場合には、当該納税義務者に対してその年の5月 31日までの間に支払われるべき給与または退職手当等で当該月割額の全額 に相当する金額を超えるものがあるときに限り、当該月割額の全額(同日 までに当該給与または退職手当等の全部または一部の支払がされないこと

つたときにあつては、同日までに支払われた当該給与または退職手当等の 額から徴収することができる額)を特別徴収の方法により徴収する。

(給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務)

第34条 前条の特別徴収義務者は、月割額を徴収した月の翌月の10日までに、第34条 前条の特別徴収義務者は、月割額を徴収した月の翌月の10日までに、 その徴収した月割額を施行規則第5号の15様式、第5号の15の2様式また は施行規則第2条の6の規定により総務大臣が定めた様式による納入書に より納入しなければならない。

(給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ)

- 第35条 区民税の納税者が給与の支払を受けなくなつたこと等により給与所第35条 区民税の納税者が給与の支払を受けなくなつたこと等により給与所 得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法により徴収されないこととなった 場合には、特別徴収の方法により徴収されないこととなつた金額に相当す る税額は、その特別徴収の方法により徴収されないこととなつた日以後に おいて到来する第28条第1項の納期がある場合にはそれぞれの納期におい て、その日以後に到来する同項の納期がない場合には直ちに、普通徴収の 方法により徴収するものとする。
- 税額に係る区民税の納税者について、すでに特別徴収義務者から区に納入 された給与所得に係る特別徴収税額が当該納税者から徴収すべき給与所得 に係る特別徴収税額を超える場合(徴収すべき給与所得に係る特別徴収税 額がない場合を含む。)において当該納税者の未納に係る徴収金があると きは、当該過納または誤納に係る税額は、法第17条の2の2第1項第2号 に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項お よび第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関 係過誤納金により当該納税者の未納に係る徴収金を納付し、または納入す ることを委託したものとみなす。

(公的年金等に係る所得に係る区民税の特別徴収)

となったときにあっては、同日までに支払われた当該給与または退職手当 等の額から徴収することができる額)を特別徴収の方法によって徴収する。 (給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務)

その徴収した月割額を施行規則第5号の15様式または施行規則第2条の6 の規定により総務大臣が定めた様式による納入書によって納入しなければ ならない。

(給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ)

- 得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法によって徴収されないこととなっ た場合においては、特別徴収の方法によって徴収されないこととなった金 額に相当する税額は、その特別徴収の方法によって徴収されないこととな つた日以後において到来する第28条第1項の納期がある場合においてはそ れぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合にお いては直ちに、普通徴収の方法によって徴収するものとする。
- 法第321条の6第1項の通知により変更された給与所得に係る特別徴収2 法第321条の6第1項の通知によつて変更された給与所得に係る特別徴 収税額に係る区民税の納税者について、すでに特別徴収義務者から区に納 入された給与所得に係る特別徴収税額が当該納税者から徴収すべき給与所 得に係る特別徴収税額を超える場合(徴収すべき給与所得に係る特別徴収 税額がない場合を含む。)において当該納税者の未納に係る徴収金がある ときは、当該過納または誤納に係る税額は、法第17条の2の規定によって 当該納税者の未納に係る徴収金に充当する。

(公的年金等に係る所得に係る区民税の特別徴収)

第35条の2 区民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中にお第35条の2 区民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中にお いて公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金」いて公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金 給付(法第321条の7の2第1項の老齢等年金給付をいう。以下この節にお いて同じ。)の支払を受けている年齢65歳以上の者(特別徴収の方法によ り徴収することが著しく困難であると認められるものとして次に掲げるも のを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。)で ある場合には、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所 得割額および均等割額(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。 以下この条および第35条の5において同じ。)の合算額(当該納税義務者 に係る均等割額を第32条第1項の規定により特別徴収の方法によつて徴収 する場合には、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条および 第35条の5において同じ。)の2分の1に相当する額(以下この節におい て「年金所得に係る特別徴収税額」という。) を当該年度の初日の属する 年の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付か ら当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法により徴収する。

- (1) 当該年度分の老齢等年金給付の年額が18万円未満である者その他の 区の行う介護保険の介護保険法(平成9年法律第123号)第135条第5項 に規定する特別徴収対象被保険者でない者
- (2) 特別徴収の方法により徴収することとした場合には当該年度におい て当該老齢等年金給付の支払を受けないこととなると認められる者
- 前項の特別徴収対象年金所得者に対して課する区民税のうち当該特別徴2 収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額および 均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控除した額を第28条 第1項の納期のうち当該年度の初日からその日の属する年の9月30日まで の間に到来するものにおいて普通徴収の方法により徴収する。

(年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ)

321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定に より特別徴収の方法により徴収されないこととなつた金額に相当する税額 は、その特別徴収の方法により徴収されないこととなつた日以後において

給付(法第321条の7の2第1項の老齢等年金給付をいう。以下この節にお いて同じ。)の支払を受けている年齢65歳以上の者(特別徴収の方法によ って徴収することが著しく困難であると認められるものとして次に掲げる ものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。) である場合においては、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得 に係る所得割額および均等割額の合算額(当該納税義務者に係る均等割額 を第32条第1項の規定により特別徴収の方法によつて徴収する場合におい ては、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条および第35条の 5において同じ。)の2分の1に相当する額(以下この節において「年金 所得に係る特別徴収税額」という。)を当該年度の初日の属する年の10月 1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老 齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法によって徴収する。

- (1) 当該年度分の老齢等年金給付の年額が18万円未満である者その他の 区の行う介護保険の介護保険法(平成9年法律第123号)第135条第5項 に規定する特別徴収対象被保険者でない者
- (2) 特別徴収の方法によって徴収することとした場合には当該年度にお いて当該老齢等年金給付の支払を受けないこととなると認められる者
- 前項の特別徴収対象年金所得者に対して課する区民税のうち当該特別徴 収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額および 均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控除した額を第28条 第1項の納期のうち当該年度の初日からその日の属する年の9月30日まで の間に到来するものにおいて普通徴収の方法によって徴収する。

(年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ)

第35条の6 法第321条の7の7第1項または第3項(これらの規定を法第第35条の6 法第321条の7の7第1項または第3項(これらの規定を法第 321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定に より特別徴収の方法によって徴収されないこととなった金額に相当する税 額は、その特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後にお 到来する第28条第1項の納期がある場合にはそのそれぞれの納期におい て、その日以後に到来する同項の納期がない場合には直ちに、普通徴収の 方法により徴収するものとする。

- 法第321条の7の7第3項(法第321条の7の8第3項において読み替え2 - 法第321条の7の7第3項(法第321条の7の8第3項において読み替え て準用する場合を含む。)の規定により年金所得に係る特別徴収税額また は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の方法により徴収されないこ ととなった特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者から区 に納入された年金所得に係る特別徴収税額または年金所得に係る仮特別徴 収税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別 徴収税額または年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合(徴収すべき 年金所得に係る特別徴収税額または年金所得に係る仮特別徴収税額がない 場合を含む。)において当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金 があるときは、当該過納または誤納に係る税額は、法第17条の2の2第1 項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、 第6項および第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村 徴収金関係過誤納金により当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収 金を納付し、または納入することを委託したものとみなす。

(種別割の税率)

第39条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台第39条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台 について、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 原動機付自転車
  - ア 総排気量が0.05リットル以下のものまたは定格出力が0.6キロワッ ト以下のもの(エに掲げるものを除く。) 年額 2,000円
  - イ 二輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下 のものまたは定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下の もの 年額 2,000円
  - ウ 二輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるものまたは定格出 力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2.400円

いて到来する第28条第1項の納期がある場合においてはそのそれぞれの納 期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合においては直ち に、普通徴収の方法によって徴収するものとする。

て準用する場合を含む。)の規定により年金所得に係る特別徴収税額また は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の方法によって徴収されない こととなった特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者から 区に納入された年金所得に係る特別徴収税額または年金所得に係る仮特別 徴収税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特 別徴収税額または年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合(徴収すべ き年金所得に係る特別徴収税額または年金所得に係る仮特別徴収税額がな い場合を含む。) において当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収 金があるときは、当該過納または誤納に係る税額は、法第17条の2の規定 によって当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金に充当する。

(種別割の税率)

について、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 原動機付自転車
- ア 総排気量が0.05リットル以下のものまたは定格出力が0.6キロワッ ト以下のもの(エに掲げるものを除く。) 年額 2,000円
- イ 二輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下 のものまたは定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下の もの 年額 2,000円
- ウ 二輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるものまたは定格出 力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2.400円

- エ 三輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距(2以上の輪距を有す るものにあつては、その輪距のうち最大のもの)が0.5メートル以下で あるもの、側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5 メートル以下の三輪のものおよび道路運送車両の保安基準(昭和26年) 運輸省令第67号)第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機 付自転車を除く。)で、総排気量が0.02リットルを超えるものまたは 定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3.700円
- (2) 軽自動車および小型特殊自動車
  - ア 軽自動車
    - (ア) 二輪のもの(側車付のものを含む。) 年額 3,600円
    - (イ) 三輪のもの 年額 3,900円
    - (ウ) 四輪以上のもの
      - a 乗用のもの

営業用 年額 6,900円 自家用 年額 1万800円

b 貨物用のもの

営業用 年額 3,800円 自家用 年額 5,000円

- c 専ら雪上を走行するもの 年額 3,600円
- イ 小型特殊自動車
  - (ア) 農耕作業用のもの 年額 2,400円
  - (イ) その他のもの 年額 5,900円
- (3) 二輪の小型自動車 年額 6,000円
- 2 前項の規定にかかわらず、軽自動車等の使用に対して課する種別割の税2 前項の規定にかかわらず、軽自動車等の使用に対して課する種別割の税 率は、同項各号に規定する税率の7割に相当する額とする。

(たばこ税の申告納付の手続)

改正前

- エ 三輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距(2以上の輪距を有す るものにあつては、その輪距のうち最大のもの)が0.5メートル以下で あるものおよび側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距 が0.5メートル以下の三輪のものを除く。)で、総排気量が0.02リット ルを超えるものまたは定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3.700円
- (2) 軽自動車および小型特殊自動車
  - ア 軽自動車
    - (ア) 二輪のもの(側車付のものを含む。) 年額 3,600円
    - (イ) 三輪のもの 年額 3,900円
    - (ウ) 四輪以上のもの
      - a 乗用のもの

営業用 年額 6,900円 自家用 年額 1万800円

b 貨物用のもの

営業用 年額 3,800円 自家用 年額 5,000円

- c 専ら雪上を走行するもの 年額 3,600円
- イ 小型特殊自動車
- (ア) 農耕作業用のもの 年額 2,400円
- (イ) その他のもの 年額 5,900円
- (3) 二輪の小型自動車 年額 6,000円
- 率は、同項各号に規定する税率の7割に相当する額とする。

(たばこ税の申告納付の手続)

|第51条の3 前条の規定によつてたばこ税を申告納付すべき者(以下この節|第51条の3 前条の規定によつてたばこ税を申告納付すべき者(以下この節 - において「申告納税者」という。)は、毎月末日までに、前月の初日から において「申告納税者」という。)は、毎月末日までに、前月の初日から 末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準た る本数の合計数(以下この節において「課税標準数量」という。)および 当該課税標準数量に対するたばこ税額、第51条第1項の規定により免除を 受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとする製造たばこに 係るたばこ税額ならびに次条第1項の規定により控除を受けようとする場 合にあつては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を 記載した施行規則第34号の2様式による申告書を区長に提出し、およびそ の申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式または第34号の2の5の 2様式による納付書によって納付しなければならない。この場合において、 当該申告書には、第51条第3項に規定する書類および次条第1項の返還に 係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16 号の5様式による書類を添付しなければならない。

法第473条第2項の規定による総務大臣の指定を受けた卸売販売業者等2 が申告納税者である場合には、前項の規定によって次の表の左欄に掲げる 月に提出すべき申告書の提出期限は、同項の規定にかかわらず、同欄に掲 げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる月に同項の規定によつて提出すべき 申告書の提出期限と同一の期限とする。この場合において、この項の規定 による申告書は、施行規則第34号の2の2様式によらなければならない。

1月および2月	3月
4月および5月	6月
7月および8月	9月
10月および11月	12月

3 次条第1項の製造たばこの返還を受けた卸売販売業者等のうち、同項の3 次条第1項の製造たばこの返還を受けた卸売販売業者等のうち、同項の 規定による控除を受けるべき月において前2項の規定による申告書の提出 を要しない者で、同条第1項の規定による控除を受けるべき金額に相当す る金額の還付を受けようとするものは、当該還付を受けようとする金額そ の他の事項を記載した施行規則第34号の2の6様式による申告書を区長に 提出しなければならない。この場合において、当該申告書には、当該返還

末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準た る本数の合計数(以下この節において「課税標準数量」という。)および 当該課税標準数量に対するたばこ税額、第51条第1項の規定により免除を 受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとする製造たばこに 係るたばこ税額ならびに次条第1項の規定により控除を受けようとする場 合にあつては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を 記載した施行規則第34号の2様式による申告書を区長に提出し、およびそ の申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によつて納 付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第51条第3 項に規定する書類および次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの 数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付 しなければならない。

法第473条第2項の規定による総務大臣の指定を受けた卸売販売業者等 が申告納税者である場合には、前項の規定によって次の表の左欄に掲げる 月に提出すべき申告書の提出期限は、同項の規定にかかわらず、同欄に掲 げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる月に同項の規定によって提出すべき 申告書の提出期限と同一の期限とする。この場合において、この項の規定 による申告書は、施行規則第34号の2の2様式によらなければならない。

1月および2月	3月
4月および5月	6月
7月および8月	9月
10月および11月	12月

規定による控除を受けるべき月において前2項の規定による申告書の提出 を要しない者で、同条第1項の規定による控除を受けるべき金額に相当す る金額の還付を受けようとするものは、当該還付を受けようとする金額そ の他の事項を記載した施行規則第34号の2の6様式による申告書を区長に 提出しなければならない。この場合において、当該申告書には、当該返還

に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第 16号の5様式による書類を添付しなければならない。

- 4 申告納税者が法第475条第2項の規定により提出する修正申告書は、施行4 申告納税者が法第475条第2項の規定により提出する修正申告書は、施行 規則第34号の2様式または第34号の2の2様式によらなければならない。
- 前項の修正申告書に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る第1 5 前項の修正申告書に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る第1 項または第2項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された 納期限。第52条第2項において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の 日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(修正申告書を提出した日まで の期間またはその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、 年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算 して、施行規則第34号の2の5様式または第34号の2の5の2様式による 納付書によって納付しなければならない。

(たばこ税に係る不足税額等の納付手続)

- |第52条 たばこ税の納税義務者は、法第481条、第483条または第484条の規定|第52条 たばこ税の納税義務者は、法第481条、第483条または第484条の規定| に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額または過少申告加算 金額、不申告加算金額もしくは重加算金額を、当該通知書の指定する期限 までに、施行規則第34号の2の5様式または第34号の2の5の2様式によ る納付書によって納付しなければならない。
- る納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント (前項の納期限までの期間または当該納期限の翌日から1月を経過する日 までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に 相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

付 則

(肉用牛の売却による事業所得に係る区民税の課税の特例)

に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第 16号の5様式による書類を添付しなければならない。

規則第34号の2様式または第34号の2の2様式によらなければならない。

項または第2項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された 納期限。第52条第2項において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の 日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(修正申告書を提出した日まで の期間またはその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、 年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算 して、施行規則第34号の2の5様式による納付書によつて納付しなければ ならない。

(たばこ税に係る不足税額等の納付手続)

に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額または過少申告加算 金額、不申告加算金額もしくは重加算金額を、当該通知書の指定する期限 までに、施行規則第34号の2の5様式による納付書によつて納付しなけれ ばならない。

前項の場合には、その不足税額に法第473条第1項または第2項に規定す2 前項の場合には、その不足税額に法第473条第1項または第2項に規定す る納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント (前項の納期限までの期間または当該納期限の翌日から1月を経過する日 までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に 相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

付 則

(肉用牛の売却による事業所得に係る区民税の課税の特例)

|第4条 昭和57年度から<mark>令和9年度</mark>までの各年度分の区民税に限り、法附則第4条 昭和57年度から<mark>令和6年度</mark>までの各年度分の区民税に限り、法附則 第6条第4項に規定する場合において、第23条第1項の規定による申告書 第6条第4項に規定する場合において、第23条第1項の規定による申告書

(その提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時までに提出 されたものおよびその時までに提出された第24条第1項の確定申告書を含 す。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る和税特別措置法第25条第 1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき (これらの 申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると区長が認 めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る区民税の 所得割の額を免除する。

- 2 前項に規定する各年度分の区民税に限り、法附則第6条第5項に規定す2 前項に規定する各年度分の区民税に限り、法附則第6条第5項に規定す る場合において、第23条第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る 租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事 項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る区民税の所得割 の額は、第15条から第20条まで、付則第3条の3第1項、付則第3条の5 則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。
- 3 前項の規定の適用がある場合における第20条の2第1項の規定の適用に3 前項の規定の適用がある場合における第20条の2第1項の規定の適用に び付則第4条第2項」とする。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

<mark>第 5 条の 2</mark> 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第 1 章第 2 <mark>第 5 条の 2 の 2</mark> 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第 1 章 - 節の規定にかかわらず、東京都が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例 - 第2節の規定にかかわらず、東京都が、自動車税の環境性能割の賦課徴収 により、行うものとする。

(その提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時までに提出 されたものおよびその時までに提出された第24条第1項の確定申告書を含 す。次項において同じ。) に肉用牛の売却に係る和税特別措置法第25条第 1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき (これらの 申告書にその記載がないことについてやかを得ない理由があると区長が認 めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る区民税の 所得割の額を免除する。

- る場合において、第23条第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る 租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事 項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る区民税の所得割 の額は、第15条から第20条まで、付則第3条の3第1項、付則第3条の5 第1項、付則第3条の5の2第1項および前条の規定にかかわらず、法附 第1項、付則第3条の5の2第1項および前条の規定にかかわらず、法附 則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。
- ついては、同項中「前条までの規定」とあるのは、「前条までの規定およ ついては、同項中「前条までの規定」とあるのは、「前条までの規定およ び付則第4条第2項」とする。

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

第5条の2 法第451条第1項第1号(同条第4項または第5項において準用 する場合を含む。)に掲げる三輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。 以下この条において同じ。)に対しては、当該三輪以上の軽自動車の取得 が令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間(付則第5条の6第3 項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第37条第1項 の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

の例により、行うものとする。

- 東京都知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能2 割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が法第446条第1項(同条第2項) または第3項において準用する場合を含む。)または法第451条第1項もし くは第2項(これらの規定を同条第4項または第5項において準用する場 合を含む。) の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判 断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第29条の9第3項に規定 する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。) に基づき当該判 断をするものとする。
- 3 東京都知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車3 税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを付 則第5条の4の規定により読み替えられた第37条の7第1項の納期限(納 期限の延長があつたときは、その延長された納期限)後において知つた場 合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をし た者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報 を直接または間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。) により 国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土 交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請を した者またはその一般承継人を当該不足額に係る三輪以上の軽自動車につ いて法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条 第1項に規定する申告書を提出すべき当該三輪以上の軽自動車の取得者と みなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。
- 割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額 を加算した金額とする。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

|第5条の6 営業用の三輪以上の軽自動車に対する第37条の5の規定の適用||第5条の6 営業用の三輪以上の軽自動車に対する第37条の5の規定の適用| については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に 掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

- 東京都知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能 割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が法第446条第1項(同条第2項 または第3項において進用する場合を含む。)または法第451条第1項もし くは第2項(これらの規定を同条第4項または第5項において準用する場 合を含tr。)の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判 断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第29条の9第3項に規定 する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。) に基づき当該判 断をするものとする。
- 東京都知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車 税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを付 則第5条の4の規定により読み替えられた第37条の7第1項の納期限(納 期限の延長があつたときは、その延長された納期限)後において知つた場 合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をし た者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報 を直接または間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。) により 国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土 交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請を した者またはその一般承継人を当該不足額に係る三輪以上の軽自動車につ いて法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条 第1項に規定する申告書を提出すべき当該三輪以上の軽自動車の取得者と みなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。
- 4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能 割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額 を加算した金額とする。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

	改正後	
第1号	100分の 1	100分の0.5
第2号	100分の 2	100分の 1
第3号	100分の3	100分の 2

限る。)の規定の適用については、当分の間、同号中「100分の3」とある のは、「100分の2」とする。

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

|第6条 法附則第30条第1項に掲げる三輪以上の軽自動車に対する当該軽自|第6条 法附則第30条第1項に掲げる三輪以上の軽自動車に対する当該軽自| 動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(第3項、第5項 および第7項において「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起 算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割 に係る第39条第1項の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に 掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲 げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	4,600円
第2号ア(ウ) a	6,900円	8,200円
	1万800円	1万2,900円
第2号ア(ウ) b	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

ては、同項中「前項」とあるのは「前項(付則第6条第1項の規定により 読み替えて適用される場合を含む。)」と、「同項各号」とあるのは「同 項各号(付則第6条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含 む。)」とする。

改正前				
	第1号	100分の 1	100分の0.5	
	第2号	100分の2	100分の 1	
	第3号	100分の3	100分の 2	

- |2 || 自家用の三輪以上の軽自動車に対する第37条の5(第3号に係る部分に|2 || 自家用の三輪以上の軽自動車に対する第37条の5(第3号に係る部分に| 限る。)の規定の適用については、当分の間、同号中「100分の3」とある のは、「100分の2」とする。
  - 3 自家用の三輪以上の軽自動車であつて乗用のものに対する第37条の5 (第2号に係る部分に限る。)および前項の規定の適用については、当該 軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100 分の2」とあるのは、「100分の1」とする。

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(第3項、第5項、 - 第7項、<mark>第9項、第11項、第13項および第15項</mark>において「初回車両番号指 定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以 後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第39条第1項の規定の適用につい ては、当分の間、次の表の左欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる 字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	4,600円
第 2 号ア (ウ) a	6,900円	8,200円
	1万800円	1万2,900円
第2号ア(ウ)b	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

前項の規定の適用がある場合における第39条第2項の規定の適用につい2 前項の規定の適用がある場合における第39条第2項の規定の適用につい ては、同項中「前項」とあるのは「前項(付則第6条第1項の規定により 読み替えて適用される場合を含む。)」と、「同項各号」とあるのは「同 項各号(付則第6条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含 む。)」とする。

法附則第30条第2項第1号および第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に3 対する第39条第1項の規定の適用については、当該軽自動車が令和4年4 月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合に は、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車 税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げ る字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	1,000円
第2号ア(ウ)a	6,900円	1,800円
	1 万800円	2,700円
第2号ア(ウ)b	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

4 前項の規定の適用がある場合における第39条第2項の規定の適用につい4 前項の規定の適用がある場合における第39条第2項の規定の適用につい ては、同項中「前項」とあるのは「前項(付則第6条第3項の規定により 読み替えて適用される場合を含む。)」と、「同項各号」とあるのは「同 項各号(付則第6条第3項の規定により読み替えて適用される場合を含 む。)」とする。

改正前

法附則第30条第2項第1号および第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に 対する第39条第1項の規定の適用については、当該軽自動車が令和2年4 月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合に は令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同項 の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句と する。

第2号ア(イ)	3,900円	1,000円
第2号ア(ウ)a	6,900円	1,800円
	1万800円	2, 700円
第2号ア(ウ)b	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

- ては、同項中「前項」とあるのは「前項(付則第6条第3項の規定により 読み替えて適用される場合を含む。)」と、「同項各号」とあるのは「同 項各号(付則第6条第3項の規定により読み替えて適用される場合を含 む。)」とする。
- 5 法附則第30条第3項第1号および第2号に掲げる法第446条第1項第3 号に規定するガソリン軽自動車(以下この項および第7項において「ガソ リン軽自動車」という。)のうち三輪以上のものに対する第39条第1項の 規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令 和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度 分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同項の規定中同表 の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 2 号ア (イ)	3,900円	2,000円
第2号ア(ウ) a	6,900円	3,500円
	1万800円	5,400円
第2号ア(ウ) b	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

改正後	改正前
	6 前項の規定の適用がある場合における第39条第2項の規定の適用につい
	ては、同項中「前項」とあるのは「前項(付則第6条第5項の規定により
	読み替えて適用される場合を含む。)」と、「同項各号」とあるのは「同
	項各号(付則第6条第5項の規定により読み替えて適用される場合を含
	<u>む。)」とする。</u>
	7 法附則第30条第4項第1号および第2号に掲げるガソリン軽自動車のう
	ち三輪以上のもの(第5項の規定の適用を受けるものを除く。) に対する
	第39条第1項の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和2年
	4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合
	には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同
	項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句
	<u>とする。</u>
	第2号ア(イ) 3,900円   3,000円
	第2号ア(ウ) a 6,900円 5,200円
	1万800円 8,100円
	第2号ア(ウ)b 3,800円 2,900円
	5,000円 3,800円
	8 前項の規定の適用がある場合における第39条第2項の規定の適用につい
	ては、同項中「前項」とあるのは「前項(付則第6条第7項の規定により
	読み替えて適用される場合を含む。)」と、「同項各号」とあるのは「同
	項各号(付則第6条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含
	<u>む。)」とする。</u>
	9 法附則第30条第2項第1号および第2号に掲げる三輪以上の軽自動車の
	うち、自家用の乗用のものに対する第39条第1項の規定の適用については、
	当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車

両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り 当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車 両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、

改正後	改正前
	第3項の表の左欄に掲げる同条第1項の
	は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句と
	10 前項の規定の適用がある場合における
	ては、同項中「前項」とあるのは「前項
	読み替えて適用される場合を含む。)」
	項各号(付則第6条第9項の規定により
	いては、当該軽自動車が令和3年4月1
	に初回車両番号指定を受けた場合には令
	に限り、当該軽自動車が令和4年4月1
	に初回車両釆号指定を受けた場合には合

- 51項の規定中同表の中欄に掲げる字句 字句とする。 おける第39条第2項の規定の適用につい
- 「前項(付則第6条第9項の規定により - ) 」と、「同項各号」とあるのは「同 により読み替えて適用される場合を含
- び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車 こ対する第39条第1項の規定の適用につ 4月1日から令和4年3月31日までの間 には令和4年度分の軽自動車税の種別割 4月1日から令和5年3月31日までの間 に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割 に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句 は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
- 前項の規定の適用がある場合における第39条第2項の規定の適用につい ては、同項中「前項」とあるのは「前項(付則第6条第11項の規定により 読み替えて適用される場合を含む。)」と、「同項各号」とあるのは「同 項各号(付則第6条第11項の規定により読み替えて適用される場合を含 **む。)」とする。**
- 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける三輪以上の法第446条第1項13 第3号に規定するガソリン軽自動車(以下この項および次項において「ガ ソリン軽自動車 という。) (営業用の乗用のものに限る。) に対する第 39条第1項の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和4年4 月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合に は、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車 税の種別割に限り、同項第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「2,000円 と、同号ア(ウ) a 中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。
  - 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車 (営業用の乗用のものに限る。) に対する第39条第1項の規定の適用につ いては、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日 までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税 の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年 3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽 自動車税の種別割に限り、第5項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の 中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

改正前

- 前項の規定の適用がある場合における第39条第2項の規定の適用につい14 前項の規定の適用がある場合における第39条第2項の規定の適用につい ては、同項中「前項」とあるのは「前項(付則第6条第5項の規定により 読み替えて適用される場合を含む。)」と、「同項各号」とあるのは「同 項各号(付則第6条**第5項**の規定により読み替えて適用される場合を含 tr。) 」とする。
- 7 法附則第30条**第4項**の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車15 法附則第30条**第8項**の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車 (第5項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。) に対する第39条第1項の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が に対する第39条第1項の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が 令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に初回車両番号指定を受 けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分 の軽自動車税の種別割に限り、同項第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは 「3,000円」と、同号ア(ウ) a 中「6,900円」とあるのは「5,200円」とする。
- ては、同項中「前項」とあるのは「前項(付則第6条第7項の規定により す。)」とする。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

- |第6条の2 区長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽|第6条の2 区長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽| 自動車が前条第3項、第5項および第7項の規定の適用を受ける三輪以上 項において同じ。) に基づき当該判断をするものとする。
- を第40条第2項に規定する納期限(納期限の延長があつたときは、その延 を第40条第2項に規定する納期限(納期限の延長があつたときは、その延

- ては、同項中「前項」とあるのは「前項(付則第6条第13項の規定により 読み替えて適用される場合を含む。)」と、「同項各号」とあるのは「同 項各号(付則第6条<mark>第13項</mark>の規定により読み替えて適用される場合を含 む。)」とする。
- (第13項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。) 令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受 けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽 自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号 指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第7項 の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同 表の右欄に掲げる字句とする。
- |<mark>8 前項の規定の適用がある場合における第39条第2項の規定の適用につい<mark>16</mark> 前項の規定の適用がある場合における第39条第2項の規定の適用につい</mark> ては、同項中「前項」とあるのは「前項(付則第6条第15項の規定により 読み替えて適用される場合を含む。)」と、「同項各号」とあるのは「同一読み替えて適用される場合を含む。)」と、「同項各号」とあるのは「同 項各号(付則第6条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含 項各号(付則第6条第15項の規定により読み替えて適用される場合を含 む。) 」とする。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

- 自動車が前条第3項、第5項、第7項、第9項、第11項、第13項および第 の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定 15項の規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断 等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次 をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定す る国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断 をするものとする。
- |2 区長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があること|2 区長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があること|

長された納期限)後において知つた場合において、当該事実が生じた原因 が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該 申請をした者に当該申請に必要な情報を直接または間接に提供した者の偽 りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたこと を事由として国土交诵大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したこと によるものであるときは、当該申請をした者またはその一般承継人を賦課 期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなし て、軽自動車税の種別割に関する規定(第43条および第44条の規定を除く。) を適用する。

額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加 算した金額とする。

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係) る区民税の課税の特例)

- |第11条 昭和63年度から令和8年度までの各年度分の区民税に限り、所得割第11条 昭和63年度から令和5年度までの各年度分の区民税に限り、所得割 の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得のもととなる土地 等(和税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条に おいて同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において 同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法 附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に 該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用 を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。) に係る課税長期譲渡所得 金額に対して課する区民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわら ず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当す る額とする。
  - (1) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 当該課税長期 譲渡所得金額の100分の2.4に相当する金額
  - (2) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 次に掲げる金額 (2) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 次に掲げる金額

長された納期限)後において知つた場合において、当該事実が生じた原因 が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該 申請をした者に当該申請に必要な情報を直接または間接に提供した者の偽 りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたこと を事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したこと によるものであるときは、当該申請をした者またはその一般承継人を賦課 期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなし て、軽自動車税の種別割に関する規定(第43条および第44条の規定を除く。) を適用する。

前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の13 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の 額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加 算した金額とする。

> (優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係) る区民税の課税の特例)

- の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得のもととなる土地 等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条に おいて同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において 同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法 附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に 該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用 を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得 金額に対して課する区民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわら ず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当す る額とする。
- (1) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 当該課税長期 譲渡所得金額の100分の2.4に相当する金額

ア 48万円

の合計額

- イ 当該課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の100分の 3に相当する金額
- 前項の規定は、昭和63年度から令和8年度までの各年度分の区民税に限2 り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得のもと となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予 定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等 予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。) に該当するとき における前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対 して課する区民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲 渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲 渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。
- 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割3 の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第 33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第 37条、第37条の4から第37条の6までまたは第37条の8の規定の適用を受 けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のため の譲渡または前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当 しないものとみなす。

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

|第18条||所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応||第18条||所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応| するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律第25号) 第5条第4項に規定する指定行事のうち、区長が指定するものの中止もし くは延期またはその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参 加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部または一部の放棄を同 条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放 棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻

改正前

の合計額

ア 48万円

イ 当該課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の100分の 3に相当する金額

前項の規定は、昭和63年度から令和5年度までの各年度分の区民税に限 り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得のもと となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予 定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等 予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。) に該当するとき における前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対 して課する区民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲 渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲 渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。

第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割 の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第 33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第 37条、第37条の4から第37条の6までまたは第37条の8の規定の適用を受 けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のため の譲渡または前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当 しないものとみなす。

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律第25号。 次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。) 第5条第4 項に規定する指定行事のうち、区長が指定するものの中止もしくは延期ま たはその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その 他の対価の払戻しを請求する権利の全部または一部の放棄を同条第1項に 規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日

改正前

請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第19条の2の規定を適用する。

の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第19条の2の規定を適用する。

付 則

(施行期日)

- 第1条 この条例は、令和6年1月1日から施行する。ただし、次の各号に 掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 第34条、第39条第1項第1号工、第51条の3第1項および第5項、 第52条第1項ならびに付則第4条第1項の改正規定、付則第5条の2ならびに付則第5条の6第3項を削る改正規定、付則第6条、付則第6条 の2第1項、付則第11条第1項および第2項ならびに付則第18条の改正規定ならびに付則第3条第1項(改正後の付則第6条の2第3項に係る部分を除く。)、第2項および第4項の規定 公布の日
  - (2) 第24条の2の改正規定および次条第2項の規定 今和7年1月1日 (区民税に関する経過措置)
- 第2条 改正後の品川区特別区税条例の規定中特別区民税(以下「区民税」 という。)に関する部分は、令和6年度以後の年度分の区民税について適 用し、令和5年度分までの区民税については、なお従前の例による。
- 2 改正後の第24条の2第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき給与について提出する品川区特別区税条例第24条の2第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。 (軽自動車税に関する経過措置)
- 第3条 改正後の第39条第1項第1号エおよび付則第6条の2第3項の規定 は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和 5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。
- 2 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得された改正前の

改正後	改正前
付則第5条の2および付則第5条の6第3項に規定する三輪以上の軽自動	
車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例によ	
<u>る。</u>	
3 改正後の付則第5条の2第4項の規定は、この条例の施行の日以後に取	
得された三輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割に	
ついて適用し、同日前に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽	
自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。	
4 改正後の付則第6条の規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の	
種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割について	
は、なお従前の例による。	